

環大規第263号

昭和63年11月30日

都道府県、十大政令市
大気保全担当部(局)長 殿

環境庁大気保全局大気規制課長

アスベスト(石綿)による大気汚染の未然防止について

アスベストの一般環境大気中への排出抑制については、昭和62年3月16日付け環大規第51号により要請したところである。

今般、当庁に設置された「アスベスト対策検討会」において、別添のとおり「工場等に係るアスベスト発生源対策について」が取りまとめられたので、今後は、本提言の趣旨も踏まえ、関係方面、特に貴管下のアスベスト製品製造工場については、アスベストの排出抑制等に係る配慮が一層徹底されるよう取り計らいたい。

おって、本件については、関係省庁等に対しても別紙のとおり依頼しているところである。

環大規第264号
昭和63年11月30日

厚生省生活衛生局水道環境部計画課長
通商産業省立地公害局公害防止課長
運輸省運輸政策局環境課長
労働省労働基準局安全衛生部
化学物質調査課長
建設省建設経済局環境調整官
(社)日本石綿協会会長

殿

環境庁大気保全局大気規制課長

アスベスト(石綿)による大気汚染の未然防止について

アスベストの一般環境大気中への排出抑制については、昭和62年3月16日付け環大規第51号により要請したところである。

今般、当庁に設置された「アスベスト対策検討会」において、別添のとおり「工場等に係るアスベスト発生源対策について」が取りまとめられたので送付する。今後とも、関係方面におけるアスベストの排出抑制等に係る配慮が一層徹底されるよう取り計らわれない。

なお、本件については、別紙のとおり都道府県、十大政令市宛て通知したところであり、この旨申し添える。